



住んでよかった朝来市に ～住んでいる人にやさしいまちづくりを!～



ご挨拶

今年の夏は早くから真夏の気温が観測されています。田畑への水不足が非常に心配になります。皆さまにおかれましてはいかがお過ごしでしょうか。熱中症にはくれぐれもご注意ください。また、どうぞよろしくお願いいたします。

関 綾乃は令和7年3月26日付の懲罰委員会で除名処分を受けました。これを不服として神戸地方裁判所に提訴しておりましたが、この度その主張が認められ、令和7年6月9日付で「除名処分の効力は令和7年10月31日まで停止する」との決定が出され、同日付で議会に復職しております。(執行停止の裁判について勝訴しました)

令和7年(行ク)第5号 執行停止の申立て事件
(本案・令和7年(行ウ)第18号市議会議員除名取消等請求事件)

申立人 関 綾乃
相手方 朝来市
処分行政庁 朝来市議会



主 文

朝来市議会が令和7年3月26日付けで申立人に対してした除名処分の効力は、同年10月31日まで停止する。

申立人のその余の申立てを却下する。

申立費用は相手方の負担とする。

理 由

(1)申立て

朝来市議会が令和7年3月26日付けで申立人に対してした除名処分の効力は、本案事件の判決の確定に至るまで停止する。

(2)概要

朝来市議会がその議員であった申立人に対し、市議会の会議における申立人の発言が地方自治法132条所定の無礼の言葉の使用に該当することなどを理由として令和7年3月26日付けで除名

の懲罰をしたところ、申立人が相手方を被告として本件処分の取消し等を求める訴えを提起した上で、行政事件訴訟法25条2項に基づき、本件事件の判決の確定までの本件処分の効力の停止を申し立てる事案。

(3)裁判所の判断 (要約)

議会議員は、①議事に参与し②議決に加わる③住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負うと言う憲法に由来する重要な責務を負っている。除名の懲罰は、これらの責務を全く果たせなくなるという当該議員(関)が受ける不利益は、その性質及び程度に照らし重大なものというべきである。これらの活動は時宜に応じて行われるべきものだから、その不利益の事後的な回復は極めて困難である。

従って「処分により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある」に該当するというべきであり、実際は任期満了日(R7.10.31)まで認められた。

上記理由により、令和7年6月9日、神戸地方裁判所より主文のとおり、取消訴訟の判決確定まで除名処分の執行を停止すると決定された。

この決定に対しては「即時抗告」という不服申し立ての制度があるが、朝来市議会がこれを不服とし、即時抗告を行っただけでは、この裁判所の決定は覆らない。

<抜粋>

*「処分により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」(行訴法25条2項)に該当するか。

→議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため、議会が行う各事項等について、議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負うものである。普通地方公共団体の議会議員は、憲法に由来する重要な責務

を負っているということができる。

除名の懲罰は、公選の議員に対し、議会がその機能において科する処分であり、これを科されると議員として地位を失い、住民の付託を受けた議員としての責務を全く果たせなくなると、議員の負う責務が憲法に由来する重要なものであることからすると、除名の懲罰を受けることにより責務を全く果たせなくなるという当該議員が受ける不利益は、その性質及び程度に照らし、重大なものというべきである。また、議員としての活動は、会議

等に出席して議事に参与して議決に加わることをその中核とするものであって、これらの活動は時宜に応じて行われるべきものであるから、その不利益の事後的な回復は極めて困難であるということができる。

本件については「処分により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」に該当するというべきである。

(略)…除名の懲罰により当該議員に生ずる不利益は、その性質及び程度に照らして重大なものというべきであり、その不利益の事

後の回復は極めて困難といえることからすれば、懲罰の目的の重要性を勘案しても直ちに除名の懲罰により生ずる損害が「重大な損害」に該当しないということとはできない。本件処分の理由等に照らせば仮に本件処分が適法であることを前提としたとしても、本件処分の効力を停止し、申立人による市議会議員としての活動を容認することにより、直ちに議会内の秩序が全く保持できなくなるとは考え難い。(略) ...したがって相手方の主張は、採用することができない。



＊「本案について理由がないとみえるとき」(行訴法25条4項)に該当するか。

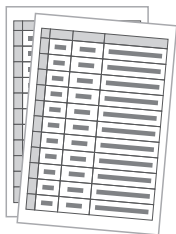
→百条委員会の中間報告・本件会議において申立人に対する辞職勧告決議案が議題とされたため、その採決に先立ち発言を許可されて発言したものであり、本件個別訪

問に係る申立人の行為について弁明の機会を与えられた際の発言であるといえることができる。このように自己の行為を問題として辞職勧告決議案を提出され、市議会の会議において、それについての弁明の機会を与えられた議員としては、当該行為の正当性を主張することが当然に許容されるべきものであり、そのような主張をする自体が直ちに地方自治法132条所定の無礼の言葉の使用に該当し、あるいは、議会の品位を損なうものに該当することにはならない。

そして、本件各発言を含む本件会議における申立人の発言は、本件請願の賛同人の中にその趣旨を正確に理解せずに署名した者がいたのではないかと疑問を抱いたことなど個別訪問をするに至った経緯や動機、賛同人に対して行った質問や賛同人らから受けた説明の内容といった本件個別訪問に係る外形的な事情を説明するとともに、申立人自身が本件個別訪問の結果として、本件請願人による賛同人の署名の集め方に問

題があり、賛同人の中に本件請願の趣旨を正確に理解せずに署名した者がいたと認識するに至ったことなどを述べ、また、請願の賛同人の名簿が議会の傍聴資料とされているとの申立人自身の認識を前提に、申立人が同名簿を利用して本件個別訪問を行ったことが問題ではあるとは考えていないこと、議会に対して本件請願についての調査を依頼しても実効的な調査は期待できなかったことを考えていることなどを述べたものであり、全体として、本件個別訪問に係る申立人の行為の正当性を主張する内容であるといえる。本件各発言をみても、上記のような文脈で行われた申立人の弁明又は意見の表明として必要な限度を超え、殊更に議員その他の関係者に対する礼を失し、あるいは、議会の品位を損なうものと評価するのは困難というべきである。

(略) ... 請願を受けた議会が誠実処理義務(請願法5条)を負うことも考慮すれば、現時点で、申立人による本件個別訪問について、



違法性の極めて高い行為と評価すべきとまで直ちに言い難いし、(略) ... 申立人は市民からの情報提供等により本件請願の賛同人の中にその趣旨

を正確に理解せずに署名した者がいたのではないかと疑問を抱いたことを契機として個別訪問をするに至り、その結果、本件請願人による賛同人の署名の集め方に問題があったと認識するに至ったというのであり、このような経緯は本件個別訪問に関連する重要な事情であるといえることができる。申立人においてこれらの認識又は意見の表明することがその弁明に必要な限度を超えていると評価することはできないというべきである。本件発言中に本件請願人の請願活動を非難する内容のものがあつて、地方自治法132条所定の無礼の言葉の使用に該当し、あるいは議会の品位を損なうものとして朝来市議会会議規則144条に違反するということとはできず、相手方の主張は採用することができない。

(略) ... 本件請願の賛同人の名簿が傍聴資料として傍聴席に置かれてあつたというのであり、このような事情下で、賛同人の名簿を使用したことに問題がなかったとの意見を表明することが、その弁明に必要な限度を超えていると評価することはできないというべき。賛同人の名簿の利用を正当化する場合のものがあつて、地方自治法132条所定の無礼の言葉に該当するなどとはいえず、相手方の主張を採用することはできない。本件各発言は申立人に対する議員辞職勧告決議案が提出され、本件個別訪問について弁明の機会を与えられた申立人がその正当性を主張するために申立人自身の認識又は意見を表明したものであり、その内容が弁明の限度を超えているとも、表現が著しく不適切なものであるとも評価し難い。現時点において、本件各発言をもって、地方自治法132条所定の無礼の言葉の使用に該当し、あるいは、議会の品位

を損なうものとして朝来市議会会議規則144条に違反するというのは困難というべきであり、このことは、本件各発言によって表明された申立人の認識又は意見が、客観的に見て、合理的な根拠に裏付けられた正当なものといえるか否かによって左右されるものではないというべき。以上によれば、「本案について理由がないとみえるとき」に該当しないというべきである。

＊「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ」があるか。

→相手方は抽象的な可能性を述べるにすぎず、具体的な疎明はない。むしろ、申立人による議員としての活動を容認することにより、直ちに市議会内の秩序が全く保持できなくなるなどとは考え難く、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ」があると認められない。



執行停止決定文他全文 出典:朝来市議会HP

